

議第165号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市指定金融機関選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市指定金融機関選定委員会を廃止する必要があるので提案する。